

香港編 目次

1 . 商標法関連法規	...	61
1-1. 現行商標法および商標規則等	...	61
1-2. 現行法規の改正予定の有無	...	61
2 . 商標法と実務	...	62
2-1. 定義	...	62
(1) 商品および役務の定義		
(2) 商品商標および役務商標の定義		
(3) 2001年11月のWIPO ニース協定改定作業部会で追加された商品・役務(一部)		
(4) 「ガス管を通じてのガスの小売り」、「水道管を通じての水の小売り」		
(5) 「一般的な商品の小売り」(retail services of goods)		
(6) 「ビル等の不動産」(real estate)		
(7) 「通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピュータプログラム」		
(8) 商標の保護対象拡大		
2-2. 商標制度の概要	...	63
(1) 実体審査(substantive examination)		
(2) 先願主義か先使用主義か(first-to-file, or first-to-prior use system)		
(3) 同意書制度(コンセント、consent)		
(4) 権利不要求(ディスクレーマー、disclaimer)制度		
(5) 連合商標制度(associated trademarks)		
(6) 団体商標制度(collective trademarks)		
(7) 証明商標制度(certification trademarks)		
(8) 保証商標制度(guarantee trademark)		
(9) 一出願一商標制度		
(10) 出願公開制度		
(11) 異議申立制度		
(12) 公報の発行		

(13)情報提供		
(14)周知著名商標の保護		
2-3. 出願手続	...	66
(1) 指定区分数の制限		
(2) 指定商品の包括的記載		
(3) 在外者による商標出願の言語		
(4) 在外者による出願の代理人指名		
(5) 優先権証明の書類提出時期		
(6) 公証・認証等の必要性		
(7) 出願料金体系		
(8) 出願手続における特徴的な事項		
2-4. 実体審査	...	68
(1) 実体審査における拒絶理由		
(2) 商標見本に関する職権補正		
(3) 指定商品・役務に関する職権補正		
(4) 拒絶理由通知への対応		
(5) 拒絶理由通知に対する効果的な対応のポイント、ノウハウ		
(6) 審査基準および審査マニュアル		
(7) 審査要処理期間		
(8) 特徴的な審査手続		
(9) 審査処理促進のために行われている施策		
(10)その他、実体審査に関する特徴的な事項		
2-5. 登録料金の体系	...	69
(1) 公告・登録時の料金		
(2) 更新時の料金		
2-6. 異議申立制度	...	70
(1) 権利付与前異議か付与後異議か		
2-7. 審判制度	...	70
(1) 拒絶査定に対する不服申立制度		
(2) 不使用取消制度		
(3) 商標登録無効審判制度		

(4) その他、特徴的な審判制度		
2-8. 商標権の存続期間と更新	...	71
(1) 商標権の存続期間		
(2) 更新手続・期間等		
2-9. 手数料	...	71
2-10. 使用許諾制度	...	71
(1) 通常使用権、専用使用権		
(2) 使用許諾の設定登録		
(3) 商標権の存続期間を超えた使用許諾		
(4) 使用許諾に関する設定登録の法的効果		
(5) 使用許諾の設定登録手続		
(6) 再使用許諾		
2-11. マドリッド協定議定書への加入予定	...	73
2-12. オンライン商標出願	...	73
2-13. 商標情報データベース	...	73
2-14. 香港の商標実務に対する日本企業の要望事項・内容	...	73

香港

1. 商標法関連法規

1 - 1. 現行商標法および商標規則等

現在施行されている商標法関連法規は、次の通りである。

若干の相違はあるが、現行法では旧 1938 年イギリス商標法が、新法では 1994 年イギリス商標法が実質的に踏襲されている。

	名 称	施行年月日
1	新商標法 Trade Marks Ordinance, Chapter 559	2003 年 4 月 4 日
2	新商標規則 Trade Marks Rule, Chapter 559	2003 年 4 月 4 日
3	現行商標法 Trade Marks Ordinance, Chapter 43	1997 年 6 月 30 日
4	現行商標規則 Trade Marks Rule, Chapter 43	1997 年 6 月 30 日
5	商標(緊急)法 Trade Marks (Emergency) Ordinance, Chapter 263	1997 年 6 月 30 日
6	商標(緊急)規則 Trade Marks (Emergency) Rule, Chapter 263	1997 年 6 月 30 日
7	1996 年知的財産(世界貿易機関改正)法 Intellectual Property (WTO Amendments) Ordinance 1996, Ordinance No. 11 of 1996	1996 年 12 月 20 日

1 - 2. 現行法規の改正予定の有無

新しい商標法・商標規則が 2000 年 5 月 31 日に香港立法院を通過成立したが、ようやく 2003 年 4 月 4 日から施行される予定である。新法の詳細な内容については、<http://info.gov.hk/ipd/eng/newtrade/content.htm> を参照方(2003 年 3 月 7 日現在、未完成・検討中の点がいくつか残されている)。

主な改正点は、次の通りである。

- (1) A 部登録と B 部登録の併合
- (2) 音響および匂いも、商標保護の対象に加える
- (3) 一出願多区分制度の導入
- (4) 商標権侵害および模倣・偽造に対する取締りを強化

- (5) 連合商標制度と防護商標制度の廃止
- (6) 団体商標登録制度の導入と、周知著名商標の認定基準の新設
- (7) 登録使用権者(registered user)の規定を廃止し、自由な使用許諾制度を導入

以下、現行法を中心に説明するが、新法の内容も判明している範囲内でできるだけ併記する。

2. 商標法と実務

2 - 1. 定義

(1) 商品および役務の定義

商標法等には何ら定義規定がない。商標規則の附表として「商品・役務分類表」が示されているのみである。附表 3 が独自分類(合計 50 区分)、附表 4 が国際分類(ニース分類)である。香港では、国際分類の第 7 版が使用されている(2002 年 12 月現在)。

2002 年 1 月 1 日からニース分類第 8 版が発効しているが、香港知識産権署は 2001 年 12 月 29 日に、「当面は第 7 版を継続して使用する」という告知を出している。新法施行時(2003 年 4 月 4 日)から第 8 版が採択される予定である。

(2) 商品商標および役務商標の定義

現行商標法第 2 条に、次のように規定されている。

「商標」とは(「商品に関する商標」、「役務に関する商標」、「防護商標」および「証明商標」なる表現がある場合を除いて)、商品に関する商標または役務に関する商標をいう。

「商品に関する商標」とは、ある商品と、商標権者または登録使用権者(registered user)としてその標章を使用する権利を有する者との間の、商取引上の関係を示す目的のために、または示すために、その者を特定する表示であるかどうかにかかわらず、その商品に関して使用される、または使用の予定がある標章をいう。

「役務に関する商標」とは、特定の者が事業を行う過程で、ある役務の提供に関係していることを示す目的のために、または示すために、その者を特定する表示であるかどうかにかかわらず、その役務に関して使用される、または使用の予定がある標章をいう。

なお、新法では、上記のような定義が削除され、次のように定義されている(新法第3条)。

「商標」とは、視覚媒体により(graphically)表現することができるあらゆる標識(sign)であって、ある事業に係る商品または役務を、他の事業に係る商品または役務から識別することができるものをいう。

(3) 2001年11月のWIPO ニース協定改定作業部会で追加された商品・役務(一部)

ニース協定改定作業部会で追加された electrical energy(電気エネルギー)、energy generated by nuclear fusion(核融合により生成されたエネルギー)、presentation of goods on communication media, for retail purposes(情報媒体を利用した小売りのための商品展示)について、香港では法改正の予定がない。現在の香港商標実務によれば、electricity(電気)、nuclear fuels(核燃料)はいずれも第1類に属し、商品展示は第35類に該当するだろうとの見解であった。

(4) 「ガス管を通じてのガスの小売り」、「水道管を通じての水の小売り」

香港では、いずれも役務の第39類に属するとの見解であった。

(5) 「一般的な商品の小売り」(retail services of goods)

役務の第35類に属するとの見解であった。

(6) 「ビル等の不動産」(real estate)

役務の第36類に属するとの見解であった。

(7) 「通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピュータープログラム」

商品であり、第9類に属するとの見解であった。

(8) 商標の保護対象拡大

現在、「立体商標」、「色の組合せ」等が商標保護の対象となっているが、新法では新たに「音響」、「匂い」も保護対象に加えられる。

2 - 2 . 商標制度の概要

(1) 実体審査(substantive examination)

識別力の有無、先行商標との類似性について実体的審査が行われている。商標が使用されているかどうかについては、通常の審査の対象ではない。

(2) 先願主義か先使用主義か(first-to-file, or first-to-prior use system)

先願であれば、一応(prima facie)後願に優先することになっている。しかしなが

ら、後願の出願人が先使用の証拠を示すことができれば、先願の優位性に対抗しうる。同様の規定が新法でも維持されている。

(3) 同意書制度(コンセント、consent)

現在の香港商標実務では、商標法には規定されていないものの、同意書制度が認められている。ただし、絶対的なものではない。

なお、新法では、同意書の提出があれば、知識産権署は今後これを絶対的なものとして認め、拒絶してはならない旨が明示されている(新法第12条(8)項)。

(4) 権利不要求制度(ディスクレイマー、disclaimer)

権利不要求制度が採用されている(現行商標規則第21条)。

識別力がない部分、あるいはありふれた部分については、一部放棄することが要求されている。

(5) 連合商標制度(associated trademarks)

現行法では、連合商標制度が存在する(現行商標法第24条)。同一の出願人・権利者による二つの商標が、同一または類似の商品・役務に関するものであって、相互に同一または類似している場合には、連合とするよう求められる。

なお、新法では、この連合商標制度は廃止される。

(6) 団体商標制度(collective trademarks)

現行法には規定がない。

ただし、新法で導入される。「団体商標とは、ある標識を保有している団体の構成員に係る商品または役務を、他の商品または役務から識別する標識である」と規定されている(新法第61条)。

出願人は、団体商標の使用管理規定を提出しなければならない。この規定には、

(a) その団体商標の使用を認められる者の基準、

(b) 構成員であるための資格要件、

(c) もし存在するならば、誤用に対する制裁規定をふくむ団体商標の使用条件、に関する条項が含まれていなければならない。さらに当局は、遵守されるべき追加の規定を盛り込むよう要求することができる。

(7) 証明商標制度(certification trademarks)

証明商標制度が存在する(現行商標法第 64 条、新法第 62 条)。現行法・新法ともほぼ同様の規定振りであり、その概要は、次の通りである。

出願人は当局に商標使用管理規定(案)を提出しなければならない。次のような項目が審査の対象となる。

- (a) 出願人が、商標登録に係る商品または役務を証明しうる能力・権限があるかどうか
- (b) 管理規定(案)は必要十分なものとなっているか
- (c) 総合的に勘案して、登録を認めることが公共の利益に合致するものであるかどうか

(8) 保証商標制度(guarantee trademarks)

現行法、新法とも、この制度に対する規定はない。

(9) 一出願一商標制度

原則は、一出願一商標制度であるが、現在「シリーズ商標制度」(series trademark、現地の中国語表記では「系列商標」)が採用されている。出願人は、主要部が酷似している一連の複数商標を一出願中に含ませることができる。

新法でも、このシリーズ商標制度は維持(新法第 51 条)されるが、最大 3 商標までの列記しか認められない実務に変更(新商標規則第 97 条)される。

(10) 出願公開制度

出願された商標は、出願後約 3~4 月後に、知識産権署の公衆閲覧室で閲覧調査することができる(現行商標規則第 16 条)。紙媒体公報やインターネット等では公開されていない。

(11) 異議申立制度

権利付与前異議申立制度が採用されている。新法でも維持される(現行商標法第 14、15 条;新法第 43、44 条)。公告は出願から平均約 6 月以降になされており、登録までは平均約 18~20 月を要している。

(12) 公報の発行

紙媒体としては、官報(現地の正式中国語名称は「香港特別行政区政府憲報」)が発行されているだけである。これには公告された出願商標の詳細が掲載されており、官報が公告公報の役割を果たしている。登録公報は発行されておらず、登録されたこと

が、この官報に登録番号、登録日、官報掲載日、区分(分類)番号、出願番号、出願人の名称と住所の一覧として掲載されるのみである。

官報は一部に中国語が見られるものの、ほとんどが英語で記載されている。商標公報に該当する部分は、ほとんどすべてが英語記載である。

知識産権署の公衆閲覧室に出向けば、登録・出願商標の詳細を、備付けのコンピューターで検索・閲覧・調査することができる。

(13) 情報提供

公告される前の未審査の商標出願に対して、第三者が情報提供を行う制度は採り入れられていない。

(14) 周知著名商標の保護

現行商標法(第 55、55A 条)では、極めて著名な商標であれば、使用の意思がない商品・役務分野であっても、防護商標登録(defensive registration of trade marks)を受けることができる。

現行商標法では、周知著名商標の定義がないため、第三者が、周知著名商標と同一または類似の商品・役務を指定して、周知著名商標と同一または類似の商標を出願しても、当局はこれを拒絶することができない。周知著名商標の権利者が、誤認混同を惹起するほどに類似している(confusingly similar)との異議申立てを行うのが精一杯である。前述の防護商標の出願登録を行う途もあるが、審査が非常に厳しく容易には防護商標登録を取得できないようである。新法では、この防護商標登録制度は廃止される。

代わりに新法では、第 63 条に、パリ条約第 6 条の 2 の規定が盛り込まれた。

なお、第三者の登録が登録から 5 年を経過すれば、その登録が善意(good faith)によるものであれば取り消すことができない。さらに、新法の附表 2 として周知著名商標の認定基準が明記設定された。

防護商標登録も含め、周知著名商標の収集やリスト作成等を行われていない。今後の予定・計画もない。

2 - 3 . 出願手続

(1) 指定区分数の制限

現行法では一出願一区分であるが、新法では一出願多区分制度に移行する。

(2) 指定商品の包括的記載

第 9 類において、単に「machines(機械器具)」という記載は認められないが、「applied electronic machines and apparatus(電子応用機械器具)」、「computers(電子計算機)」、「parts of computers(電子計算機の部品)」は認められている。

「retail services relating to the sale of kitchen appliance(台所用品の小売り販売)」、「crockery(瀬戸物、陶器)」、「salad dressing(サラダドレッシング)」、「sugar confectionery(砂糖菓子)」というような包括的表示は認められているが、単に「retail services(小売り業)」という記載は認められていない。

クラスヘディングによる記載は、いくつかの分類では認められているが、第 9 類では認められていない。指定商品・役務の最後に「; all included in class 何々.(本類に属するすべての商品(役務).)」という記載を付加することが認められている。

(3) 在外者による商標出願の言語

英語または中国語であればよい。香港における公用言語は英語と中国語の二つであるが、コンピューター処理等の円滑な実務運用を図るために、国内外の出願を問わず「英語」で出願することが推奨されている。

(4) 在外者による出願の代理人指名

香港内の連絡住所のみが必要とされ、特に代理人を立てる必要はない。香港では誰でも「商標出願代理」を行うことができる。

(5) 優先権証明の書類提出時期

優先権主張が認められており(現行商標法第 13A 条、新法第 41 条)、証明書類を公告決定時まで提出しなければならない。

(6) 公証・認証等の必要性

委任状や譲渡証の知識産権署への提出にあたり、特に公証・認証は必要とされていない。

(7) 出願料金体系

現在は一出願一区分制度であり、商標出願時に当局に納める公式料金は、1 件当たり 1400 香港ドル*である。指定商品・役務の数には左右されない。

* 1 香港ドル = 約 15 円。2003 年 3 月現在。

なお新法(2003 年 4 月 4 日施行)では、一出願多区分制度が採用され、料金は最初の

1 区分が 1300 香港ドルで、2 区分目から 1 区分毎に 650 香港ドルとなる。すなわち、例えば 3 区分の出願であれば、 $1300 + 650 \times 2 = 2600$ 香港ドルとなる。資料 - 6として、新法における手数料一覧表を添付。

2 - 4. 実体審査

(1) 実体審査における拒絶理由

次の項目について、実体審査が行われる。

- 1) 識別力があるかどうか
- 2) 先行商標と抵触しないかどうか
- 3) 人を欺くようなものでないかどうか

(2) 商標見本に関する職権補正

商標見本中の識別力がない部分については、審査官が職権でこれを削除することができる。たとえば、©・®等は通常、職権で削除される。

(3) 指定商品・役務に関する職権補正

たとえば、第 9 類で「hardware and software(ハードウェアおよびソフトウェア)」という指定がなされていた場合、審査官はこれを「computer hardware and software(電子計算機のハードウェアおよびソフトウェア)」に職権で補正することができる。

(4) 拒絶理由通知への対応

拒絶理由通知が届いたならば、6 月以内に補正書、意見書を提出することができる。審査官との公式・非公式のヒアリング・面談を申し込むこともできる。

この応答期間については、公式手数料(270 香港ドル)を納付すれば 3 月の延長が認められる。正当な理由があれば、さらに 1 回以上 3 月毎の延長が認められている。

(5) 拒絶理由通知に対する効果的な対応のポイント、ノウハウ

特になし。

(6) 審査基準および審査マニュアル

香港の商標実務は、イギリスの実務が手本となっている。不明・疑義な点が生じたときには、常にイギリス特許庁の「Trade Marks Registry Work Manual(商標登録実務便覧)」等の審査基準、審査便覧等が参照されている。これらの一部は、イギリス特許庁のウェブサイト(<http://www.patent.gov.uk/tm/reference/index.htm>)で閲覧することができる。

香港の知識産権署のウェブサイト(<http://www.info.gov.hk/ipd/>)からは、

1) Circulars issued by the Register from time to time(通達)

2) Decided cases(審判決例の検索・全文)

を英語で入手できる。

(7) 審査要処理期間

現在の香港知識産権署における、出願から最初の実体審査の結果が送付されるまでの期間あるいは最終審査結果通知期間は、いずれも出願から約 3~6 月とのことである。

(8) 特徴的な審査手続

香港では出願前に、公式手数料 270 香港ドルを支払うことにより、その商標の識別力について審査官の助言を受けることができる(現行商標法第 73 条、新法第 72 条)。そして、「登録たりうる」との助言を得てから 3 月以内に商標出願し、その後当局からよく調査した結果「登録できない」との通知が届き、出願を取り下げた場合には、支払った出願手数料の返還を請求することができる。

香港には、日本の早期審査制度に該当するシステムはない。

(9) 審査処理促進のために行われている施策

審査官一人当たりの処理目標件数(ノルマ)が割り当てられているようだが、詳細は不明である。

(10) その他、実体審査に関する特徴的な事項

異議申立期間は公告されてから 2 月以内であるが、手数料を支払えばこれを延長することができる。

2 - 5 . 登録料金の体系

(1) 公告・登録時の料金

官報への公告掲載料金として、掲載スペースの大きさに応じて、1 件当たり平均約 3800 香港ドル*を支払わなければならない。この料金は官報印刷局に支払う。

また、登録原簿への登録および登録証の発行手数料として、その指定商品・役務の数に拘らず、1 件当たり 2000 香港ドルを、香港知識産権署に納入しなければならない。

- 1 香港ドル = 約 15 円。2003 年 3 月現在。

(2) 更新時の料金

更新手数料は、指定商品・役務の数に関係なく、4100 香港ドルである。新法では最初の 1 区分が 3000 香港ドル、2 区分目以降が 1 区分毎に 1500 香港ドルとなる。

2 - 6 . 異議申立制度

(1) 権利付与前異議か付与後異議か

香港では付与前異議申立制度が採用されており、知識産権署の商標局(Trade Marks Registry)が対処している。異議申立料金は 900 香港ドルである。異議申立期間は公告から 2 月であるが、延長が可能(270 香港ドルの延長申請料金も必要)である。

新法では、異議申立料金が 800 香港ドル、延長申請料金が 200 香港ドルとなる。

2 - 7 . 審判制度

(1) 拒絶査定に対する不服申立制度

商標局の決定に不服があれば、商標局長または直接に高等裁判所の第一審裁判所(The Court of First Instance of the High Court)に対して申し立てることができる。商標局長による不服申立ての審理結果に不満であれば、第一審裁判所に出訴することができる。第一審裁判所への出訴期間は 3 月である。

さらに不服であれば高等控訴裁判所(The Court of Appeal of the High Court)、続いて最高裁判所(The Court of Final Appeal)に提訴できる仕組みとなっている。

(2) 不使用取消制度

不使用取消請求は、商標局長または直接に高等裁判所の第一審裁判所(The Court of First Instance of the High Court)に対して行うことができる。

取消しの対象となる不使用期間は、現行法では 5 年であるが、新法では 3 年となる。ある登録商標の全商品・役務のみならず、商品・役務毎に取消しを請求することができる。

防護商標登録は不使用取消しの対象とならない。また、特別の事情があり、それが認められれば取り消されない。

不服があれば、それぞれ高等裁判所の第一審裁判所(The Court of First Instance of the High Court)または高等控訴裁判所(The Court of Appeal of the High Court)に出訴できる。高等控訴裁判所への出訴期間は 21 日である。

商標登録権者が提出した使用証拠については、第三者が閲覧することができる。

(3) 商標登録無効審判制度

無効審判についても、商標局長または直接に高等裁判所の第一審裁判所(The Court of First Instance of the High Court)に対して行わなければならない。

当事者はその結果に不服であれば、それぞれ第一審裁判所(The Court of First Instance of the High Court)または高等控訴裁判所(The Court of Appeal of the High Court)に出訴できる。高等控訴裁判所への出訴期間は21日である。

【註記】 最初の申立ては、商標局長または直接に裁判所という選択肢になっているが、多くは商標局長へまず申し立てられる事案が多いようである。商標局が、裁判所に較べ審理期間が短いとの理由によるものである。裁判所は案件が立て込んでおり、審理が遅れるようである。

2 - 8 . 商標権の存続期間と更新

(1) 商標権の存続期間

現行法では出願日から7年であるが、新法では出願日から10年に改正される。

(2) 更新手続・期間等

現行法では14年毎、新法では10年毎に更新できる。単なる更新手数料の納付のみで更新できる。

更新手続は、満了前3月以内である。これを徒過した場合には、登録取消しの公告がなされてから1月以内であれば、更新手数料と追加料金を支払えば更新することができる。さらにこの猶予期間にも間に合わず、登録が取り消された後であっても、当局の示す要件に合致し、更新手数料と追加料金を納付すれば登録の回復が可能な模様である。新法でも同様である。

2 - 9 . 手数料

新法における手数料一覧表がある。

2 - 10 . 使用許諾制度

(1) 通常使用権、専用使用権

現行商標法では、「exclusive license(独占的使用権)」について何ら定義されておらず、登録使用権者(registered user)の設定登録にあたっては、単独(sole)なのか非単独(non-sole)なのかを問われるのみである。よって、当事者間で適宜必要に応じて、独占(exclusive)あるいは非単独(non-exclusive)の取決めが行われている。

新法では、「exclusive license(独占的使用権)」(中国語では、「専用特許」と表記される)についての定義が、次の通りなされている(新法第 32 条)。

「専用使用許諾とは、包括的あるいは限定的であるかを問わず、商標登録権者を含めた第三者の使用を一切排除することを被許諾権者に約束した契約をいう。」

(2) 使用許諾の設定登録

香港では、使用許諾についての当局への設定登録がなくても、その契約は有効なものとしてされている。

(3) 商標権の存続期間を超えた使用許諾

存続期間を超えた使用許諾であっても、商標権は更新されうるので問題とはされない。

(4) 使用許諾に関する設定登録の法的効果

現行法における設定登録の効果は、次の通りである。

- 1) 登録使用権者による使用が、商標権者による使用とみなされる。
- 2) 商標権者が登録使用権者からの提訴の要請を拒絶したり、あるいは要請があってから 2 月間これを無視した場合には、登録使用権者はあたかも商標権者であるかのように自らの名前でもって侵害訴訟を提起することができる。

新法においては、次のように改正される。

- 1) 使用許諾については、すべて設定登録が可能である。
- 2) 設定登録をしない場合には、第三者対抗要件を欠くことになる。さらに、提訴権、専用使用権、専用使用権に基づく再使用許諾権、の実体を失うことがありうる。逆に言えば、非独占通常使用権であれば、現行のような登録使用権者の設定登録に何ら煩わされないことになる。

(5) 使用許諾の設定登録手続

設定登録に必要とされるものは、契約書、事案説明書、法定供述書等の書面である。

いずれも標準様式が用意されている。

(6) 再使用許諾

現行法では、再使用許諾の設定登録は認められていないが、新法では可能となる。

2 - 11 . マドリッド協定議定書への加入予定

中国はマドリッド協定、マドリッド協定議定書の両方に加盟しているが、これらマドリッド協定およびマドリッド協定議定書の香港への適用は現在保留されており、中国を指定したマドリッド協定・マドリッド協定議定書による国際登録は香港には及ばない。

香港がマドリッド協定議定書に加入するとの表立った動きは見られないが、水面下での検討課題にはなっている模様である。香港知識産権署の WIPO 活動に対する理解には、相当深いものがある。

2 - 12 . オンライン商標出願

2003 年～2004 年中に稼働させるべく、計画・準備されている。

2 - 13 . 商標情報データベース

公告・登録情報については、紙媒体の官報で発行されている。さらに、香港知識産権署の公衆閲覧室に出向けば、備付けのコンピューターにより出願・登録情報を検索できる。インターネットでの検索はまだ実現していない。

2 - 14 . 香港の商標実務に対する日本企業の要望事項・内容について

(今回の調査に基づくコメントを、「 」以下で付記した。)

1) 連合商標が煩わしい。

台湾のように原商標と連合商標との間に存続期間の従属関係はないので、その意味での実害というものはない。ただし、商品・役務の類似関係が広く認定されており、権利付与が遅れたり、一括移転という連合の弊害を味わうことになる。

新法では連合商標制度が廃止されるので、指摘のような問題点は解消する。

2) 他国で認められる指定商品が、香港では認められない。「電子黒板」、「複写機の給紙装置」、「TV 会議システム」等。審査官の商品知識が乏しいため。

香港では、ニース分類の第7版が採用されており、またイギリスの商標実務が規範とされているので、問題があればイギリスの事例を引いて個別に説得するのが有効と思われる。なお、新法の施行時(2003年4月4日)から、第8版が採用される。

- 3) 同意書(コンセント)を提出しても、受け入れてもらえない。同意書を提出しても拒絶理由が撤回されない。

2-2.(3)で述べたように、現行法では審査官の裁量事項となっているが、新法では絶対的なものとして受け入れられることになっており、指摘の問題点は解消するものと思われる。

- 4) A部・B部登録の運用が不明確である。

手続が煩雑な割には、この制度の明確な長所を見出すことができない。

この制度も新法では廃止されるので、解消するものと思われる。

- 5) 拒絶理由に対して期限内に応答しているにも拘らず、当局から追加の期間延長手数料が要求される。

現地弁護士からの連絡によると、「当局からのこのような請求は、法律で規定された運用ではなく当局の収支改善の一策と理解されている。何度も当局と掛け合ったが埒があかない。あきらめてくれ。」とのことであった。是非、改善して欲しい。

香港では当局が、出願人に対して出願から12月以内に、商標出願の内容を権利付与ができるような内容に補正すべきと命ずる権限を持っている。これを無視すると放棄されたものとみなされるようである。今回訪問した弁護士の説明によれば、指摘のような運用は、もし審査の結果、出願人の補正が受け入れられなくても、その判断時点でその出願を係属させておくための親切心と思われるとのことであった。はっきりしない運用であることは否めない。新法下での運用改善が望まれる。

(以上)